

# イギリス近代協同組合運動と友愛組合

中川 雄一郎\*

## はじめに

本学図書館に所蔵されている「イギリス友愛組合資料集（1797～1962年）」は、友愛組合のオリジナル手稿29点（204冊）を含む貴重な第一次資料を構成している。この資料集全体の評価については、河合研一教授（法学部）が労働法および社会保障法の視点から述べているので、本稿では、私の研究対象であるイギリス協同組合運動との関連から友愛組合の「歴史的役割」について一瞥することにする。したがって、本稿では、友愛組合が労働運動において果たしてきた「歴史的社会的連続性」が背景に追いやられてしまって、イギリスの協同組合運動が近代的な展開を開始する際の、協同組合運動の側から見た「友愛組合」について触れることになり、「部分的」であることの謗りを免れないであろう。しかし、そうであってもなお、19世紀の30年代から50年代にかけての時代は、「近代化の出発点」という意味で、イギリス協同組合運動史上もっとも重要かつ画期的な時代の一つであって、その時代に友愛組合が協同組合運動に与えた社会的、思想的インパクトは相当に大きい、との弁解の余地は残されていると思われるので、ここでは1852年に成立を見た世界最初の協同組合法である『産業および節約組合法』（The Industrial and Provident Societies Act）に焦点を合わせて、「協同組合運動から見た友愛組合」を論究することにしたい。

---

\*なかがわ・ゆういちろう / 政治経済学部教授 / 協同組合経済学

## 初期協同組合運動と友愛組合

イギリスの友愛組合 (Friendly Society) は17世紀末に熟練職人によって組織された相互扶助の共済 (保険) 組合である。したがって、友愛組合は、本来的に、組合員の出資による基金を積み立てて、組合員およびその家族の不慮の事故や福利、すなわち、疾病、傷害、失業、退職、高齢者ケア、死亡、出産、育児などに対して保険給付を行なう、熟練した上層労働者の組織であった、と言ってよい。友愛組合はまた、産業革命が本格的に展開される19世紀に入ると、地方の「産業都市」を中心にその数を増していくのであるが、産業革命の初期においても相当数の組合が組織された。本資料集にその名が記載されているいくつかの町、例えば、テムズ川沿にあるウリッジ (Woolwich) とチャタム (Chatham) では、産業革命が開始されたといわれている1760年に早くも、協同組合製粉所あるいは製パン所が船大工 (shipwrights) によって設立されている。この双方の町に設立された協同組合はイギリスで記録として残っている最古の協同組合である<sup>1</sup>。これらの協同組合は、いずれもその町や地域の製粉業者の「地域独占」による小麦粉とパンの価格の騰貴に抗議して設立された、いわゆる「上層労働者の生活防衛組織」であり、したがって、おそらくこれらの協同組合の組合員の多くは友愛組合の組合員であったろう、と推測される。

初期の協同組合には組合員の多様な生活状態や彼らの地域環境を反映した協同組合が存在したように、初期の友愛組合にも同様な友愛組合が組織された。例えば、一般に、友愛組合は男性によって職種別—指物師、製パン屋、船大工、大工、船頭など—to組織されたのであるが、女性によって組織された友愛組合も存在したのである。本資料には次の3つの友愛組合がある。*The Amicable Institution for the Benefit of Widows* (チャタム)、*The Friendly Society of Widows* (クインボロウ)、*The Female Union Benefit Society* (グリニッジ) である。このような女性のための友愛組合は、夫を失った寡婦が自らの生活のために積極的に相互扶助を組織した実例であり、特に *The Female Union Benefit Society* は「病気、お産、それに高齢の組合員を援助するために基金を醸出して」設立されたの

<sup>1</sup>P.Redfern, *The New History of The CWS*, pp.5-6, G.D.H.Cole, *A Century of Co-operation*, pp.13-14.

であり、きわめてユニークな性格の友愛組合である。同じ生活防衛組織として男性によって設立された初期協同組合に女性がほとんど登場してこなかったのに比べて、友愛組合にこのような女性のための組合が存在したことは、後者の社会的な広がりが分かるというものである。

先に述べたように、友愛組合は主に男性によって職種別に組織されたのであるが、そのメンバーシップはかなり厳格であった。この点で協同組合との差異が見られる。もっとも、協同組合にしてもその初期の運動の主要な担い手や構成員は上層労働者を成していた熟練職人たちであったのであるから、おそらく、まったくの職種別ではないにしても、その職種はかなり限られていたと思われる。事実、1824年に創設され、ロバート・オウエンやウィリアム・トンプソンによって指導されたロンドン協同組合の構成員は、紡績工、織布工、靴製造工、機械工、仕立工、傘製造工、指物師、大工、煉瓦積工、金細工工それに植字工などに限られていた。その点でまた、初期の協同組合と友愛組合の構成員は重複していたのではないかと推測できよう。

このことは友愛組合と協同組合への「醸出金」からも推し測ることができる。総じて次のように言えよう。18世紀末から19世紀10年代にかけての産業革命初期にあつて「絶望的な闘い」を強いられた熟練労働者は、主に、紡績工であった。—1812～13年にピークに達したラダイツ運動（機械打ち壊し運動）がそのことを物語ってくれている。—したがって、織布工や指物師のような他の職種の熟練職人はまだ高い醸出金を友愛組合に出資する余裕があつたし—例えば、「週当たりの平均収入が18シリング未満の労働者は加入できなかった」のであるが、週の収入18シリングは19世紀初期にあつては決して小さな額ではなかつた—この1810年代に友愛組合の数は増加している。彼らが彼らの「財産」およびそれに伴って得ることができた「地位と権利」の喪失に晒されるようになるのは1820年代になってからのことである。他方、協同組合への醸出金も当時の労働階級にとって決して小額ではなかつた。例えば、次に述べる、1827年に設立されたウィリアム・キングのブライトン協同組合の前身である協同取引組合は、各組員5ポンドを積み立てて出資金とし、100ポンドの事業資金を集めている。このような協同組合事業や運動に参加できる労働者層はある

いくつかの職種の熟練職人に限られていたことから、彼らの一部が友愛組合と協同組合の双方に関係していた、あるいは双方の組合の組合員であった、と考えても差し支えないように思われる。

## ウィリアム・キングと友愛組合

ウィリアム・キング(1786-1865)は近代協同組合の黎明期を築いたもっとも重要な「協同組合人」であった。近代協同組合運動に対する彼の貢献は、おそらく、近代協同組合の創始となる、1844年に創設された「ロッチデール公正先駆者組合」(The Rochdale Society of Equitable Pioneers)に劣らないものだ、と評価され得るものである。今ではイギリス南部随一の保養地と知られているが、かつては2、3の通り<sup>ストリート</sup>しかない質素な町であったサセックスのブライトンでも、1820年代頃から産業革命の荒波が熟練職人や上層労働者を襲い、失業や賃金カットが問題になるようになった。キングは、そのような熟練職人のために、オウエン主義思想に基づいた「自立したコミュニティ」の建設を目指して、消費者協同組合と生産者協同組合を指導した。キングにとってこの双方の協同組合は「自立したコミュニティ」を建設するためのもっとも重要な手段であった。

キングは、消費者と生産者の協同組合を組織して事業を成功裡に運営し、かくして「自立したコミュニティ」を完成させるために、いかにして資本を確保し、蓄積するかを考えた。そして彼は共済組合たる友愛組合の基金を協同組合運動に投資することを提案したのである。キングは、友愛組合は「社会の変化、機械の普及、大商業資本の蓄積が労働者を襲う諸々の弊害を避けるために」労働者が相互に保護し合うために組織されたと述べ、それは「労働階級の歴史の壮大な時期をなしている」、と強調した。彼は、そう強調することによって、強力な協同組合運動を形成するための契機を友愛組合に、正確に言えば、友愛組合の基金に見いだそうとしたのである。彼は彼自らが編集し発行した『協同組合人』(1828-1830)の第12、13、14号で友愛組合(共済組合)を論じた。一瞥してみよう。

キングによれば、友愛組合の長所と短所は次のものである<sup>2</sup>。

<長所>

1. 平和的、合理的方法で、労働者の不慮の災難に対して相互に保護し合う。
2. 労働者の所得の一部を毎週蓄積する原則と規律を確立する。
3. 労働者相互の信頼と誠実さに基づいて基金を運用する。
4. 組合員労働者の平等な要求に応じて、厳格に基金を運用する。

<短所>

1. 共有財産である基金を無分別に使用している。
2. 労働者よりもむしろ資本家を助けている。
3. 「結合の原理」が前進していない。
4. 組合員としての労働者の資質を考慮しない。

ところでキングは、このような友愛組合の「長所」ではなく「短所」を指摘することによって、友愛組合の基金がもっとも労働者に有利に使用される、すなわち、協同組合に投資されるべき論拠を明らかにする。彼は4つの「短所」をこう明示する<sup>3</sup>。

<第1の短所> 共有財産である基金が資本家に貸し付けられている。資本家は、その借入した基金で組合員労働者を雇用し、大きな利益を得ているのに、その利益のうちの僅か5%しか友愛組合に返還せず、残りの10%あるいは20%を確保する。要するに、労働者は資本家のために自分の賃金の一部を「基金」として蓄積することになり、資本家はその基金で「特別な利潤」を生産し、労働者に対する「特別な力」を得るのである。友愛組合自らが労働者の肩に落ちる弊害を生み出しているのである。

<sup>2</sup>T.W.Mercer, *Dr. William King of Brighton with a Reprint of Co-operator 1828-1830*, Reprinted 1947, p.96.

<sup>3</sup>*Ibid.*, pp.97-106.

<第2の短所> その結果、友愛組合の基金は「労働者からより多くの利潤を生産するための追加資本を資本家に与える」ことになる。さらに、友愛組合は、資本家のために、本来資本家が負担すべき社会保障費用を労働者自らに負担させることになる。すなわち、「友愛組合は、資本家のために、病気や高齢の労働者を扶養する労苦や費用を省く」のであるが、その費用部分は「資本家の利益のために労働者が犠牲にした安楽と同じ量」なのであるから、友愛組合が資本家に与える金額と資本家を得る利潤は同額になる。それ故、キングは、「友愛組合は、労働者にとってみれば、労働者自身から（賃金の一部を）強奪して、上流階級に利益を与える仕組みである」と批判する。

<第3の短所> しかしそれでも、友愛組合は労働者による「共同の資本と共同の利益の微弱ではあるが、最初の努力」であり、現に大きく成長しようとしていることも事実である。それ故にこそなおさら、現に友愛組合に欠けている「結合の原理」が生み出されねばならないのである。「結合の原理」なしでは、友愛組合は株式会社（Joint Stock Company）と同じものになってしまうだろう。友愛組合の資金は「生産的労働に充当され、利潤を伴って返されるまで役に立たなくなってしまう」からである。それ故、友愛組合は、「単に資本家の制度を真似たり、...従ったりすること」から「結合の原理」は生まれないことを知るべきである—協同組合にその資金を投資すべきである、とキングは主張しているのである。

<第4の短所> 友愛組合は、労働者が相当に健康でありかつ高齢でなければ、醸出金を支払わせて「それに値する組合員」と見なしてしまう。すなわち、「ある組合員が...信用のおけるものか、組合を汚すものかはどうでも良いのであって、一切の信頼は組合員の醸出する基金次第である」。労働者仲間が貧しいために醸出金を支払えず、組合から排除されても、気の毒とは思わなくなってしまう。このことは、友愛組合が「資金と労働とを混同」し、「労働の原理をまったく看過している」ために起こるのである。「労働の原理」は、労働者の「結合の原理」を基礎に、「自発的労働によって自らを富ます機会」を創り出し、「労働者の独立」を保証することであるから、友愛組合は、組合員の相互信頼を醸出金にだけでなく、「労働者の独立」を目指そうとする思想にも基礎づけられねばならないの

である。

キングは、このように友愛組合の短所を指摘し、そしてその短所を克服しよう主張することによって、友愛組合が労働者の真の相互扶助組織であろうとするならば、その資金を協同組合に投資するよう、あるいは友愛組合が協同組合に組織替えするように訴えたのである。それでは、そのような短所を克服する契機は何であるのか。キングの言うところはこうである。

1. 友愛組合はその組合員を雇用するに十分な資本を所有している。友愛組合の資本は組合員を雇用することによって、資本家にその資本を貸付けるよりもはるかに大きな収益を毎週生み出すであろう。それ故、最良の投資は組合員を雇用することである。現在のように、資本家がすべての労働者を雇用し得ないでいる限り、投資口がなくなることは有り得ないだろう。友愛組合は、組合員を雇用したならば、次には労働時間を短縮し、生産力を高めるために機械を購入することに、その資金を充当すればよい。この場合、機械は労働者と対立するのではなく、「労働者のために働き...そうなれば、彼らの全生産物が...賃金と呼ばれている僅かな部分に代わって、労働者のものとなる」。
2. しかし、友愛組合はその資本を使用する場合、「資本の原理」ではなく、「労働の原理」に基づいて使用しなければならない。多数の労働者が結合することによって、彼らは彼らの「労働」を相互にもたらし合うことになるからである。労働者は、資本を確保することによって、労働者自身のために労働し、その結果、友愛組合の資本を利子からではなく、生産物からつくりだすことになる。「利子は労働しないものたちのために資金をつくりだす、きわめて狡猾な方法である」。したがって、労働者は、自らの労働によって資本をつくりださねばならない。「すべての資本は労働からつくられる—労働は労働者自身のものである。この労働の上に救済と自衛のわが原理を打ち立てる」べきである。「労働の原理」は、友愛組合の資本を生産物から獲得するだけでなく、組合員の家族にも適用されるならば、家族の労働を、

浪費することなく有効に利用することを可能にするのである。

キングは、このように、友愛組合の資本を、「労働の原理」に基づいて運用される協同組合に投資するよう主張したのであるが、彼のそのような主張には、熟練職人が産業革命の過程で喪失しつつあった「財産と地位と権利」を集団の力で回復しようとの考えがあった。キングは、「労働者の独立」という、今や一人では成し得ないことを集団で成すために、強力な生産者協同組合の運動を展開しようと意図したのである。そのために、彼は友愛組合の潤沢な資金を協同組合に投資するよう労働者に訴えたのである。「協同組合以外のいかなる労働者組織も労働者を救済し得ないだろう」と、そうキングは繰り返し強調するのである。

## 近代協同組合運動の黎明と友愛組合法

キングが協同組合運動から身を引くことを覚悟した1830年8月頃のイギリスには、およそ300もの「共同資本を蓄積するという原理に則った協同組合」が存在するようになっていた。おそらく、それにはキングが編集・発行した『協同組合人』が与って力があつたことと思われる。そのことは、1844年に創設され、近代協同組合運動の創始となった、イングランド北部に位置するロッチデールの先駆者組合たちの一人がキングの『協同組合人』の全号をもっていたことから察知されるところである。

ところで、1830年代の協同組合運動はどのような状況であつたろうか。その具体的な状況はまず、近代協同組合運動の先駆けとなった「協同組合コンGRES」(1831年5月～1835年4月)に見ることができる。この協同組合コンGRESに参加した人たちは、オウエン派社会主義者であり、とりわけオウエンが主唱する「協同コミュニティ」の建設を運動の「目標」としていた、主に生産者(労働者)協同組合の代表者で、彼らは、協同組合によって生み出される利潤を協同コミュニティの建設に振り向けることで一致していた。

協同組合コンGRESは、オウエン主義者の組織である「イギリス協同組合知識普及協会」(The Association for the Dissemination of Co-operative Knowledge)が主催し、8回にわたって開催されたが、協同組合運動に関

係していたのは第1回～4回であり<sup>4</sup>、第5回～8回は、事実上、労働組合運動の領域に関わるものであった。またそのなかでも協同組合運動にとって特に重要なコンGRESは第2回、3回および4回であり、さらにそのうちの第3回は「ロッチデールへの道」の太いルーツに繋がるきわめて重要なコンGRESであった。

さらにまた、われわれにとって興味のある点は、第3回コンGRESに参加したロッチデールの生産者協同組合が「友愛組合」を名乗っていたことである。このロッチデール友愛組合（Rochdale Friendly Society）は「1829年のストライキから起こったフランネル職工たちの協同組合であり、何人かの熱狂的なオウエン主義者の支援を得て設立された」協同組合であった<sup>5</sup>。ロッチデール友愛組合は第3回コンGRESに参加するために次のような「信任状」を書き送っている。

本協同組合は、1830年10月に設立され、ロッチデール友愛組合の名称を用いている。組合員52名、基金総額108ポンド。本協同組合は10名の組合員とその家族を雇用している。本協同組合はフランネルを製造している。本協同組合は32冊の本を所蔵している。本協同組合は、学校を設置しておらず、労働交換所の原理について討議していない。近隣に2つの協同組合がある<sup>6</sup>。

ロッチデールに設立されたこのフランネル生産協同組合が、なぜ「友愛組合」を名乗ったのか、その経緯を調べる手立てはほとんどないが、それでも次のように推察することはある程度正当化され得るかもしれない。すなわち、1799年に制定され、1824年に撤廃、さらに翌年再び制定され直した団結禁止法の下で、多くの労働組合は、弾圧を避けるために、1793年のジョージ・ローズ法の下で承認され、1796年に施行されるようになった合法的な労働者組織の「友愛組合」を名乗っていたし、このフランネル生産協同組合も「ストライキから起こった」のであるから、「友愛組合」を

<sup>4</sup>協同組合コンGRESの第1回～4回についての詳細は、拙稿「ロッチデールへの道」（中川・T. ウッドハウス他著『協同の選択：過去、現在、そして未来』生活ジャーナル社、1994年、所収）を参照されたい。

<sup>5</sup>G.D.H.Cole, *ibid.*, p.24.

<sup>6</sup>G.J.Holyoake, *The History of Co-operation in England*, p.285.

名乗ってきた労働組合員が彼らの「労働組合の精神」を受け継ごうとしたのか、あるいは友愛組合法に基づいて再び合法的に活動—今度は生産者協同組合として—しようとしたのか、いずれかであろう、と。事実、例えば1834年の「修正友愛組合法」が商取引を行う「労働者組織」を友愛組合として申請することを正式に「適格」と見なしたように、1830年前後においては既にさまざまな協同組合が友愛組合法で登録し、合法的な活動を行っていたと考えられるのである。換言すれば、1834年の修正友愛組合法は「既成事実」を承認したもの、と考えて差し支えないであろう。

第3回 kongress でもう一つわれわれの注意を引くのは「ララヒン協同コミュニティ」の参加である。アイルランド、クレア州のララヒンでオウエン主義者ET. クレイグの指導の下に建設された協同コミュニティ—正式名「ララヒン農業・製造業協同組合」(Ralahine Agricultural and Manufacturing Co-operative Association)—は、僅か3年間(1831~33年)しか存続しなかったにもかかわらず、ベアトリス・ポター(ウェブ)でさえ「(オウエン主義の)協同コミュニティの一つの成功した実験」<sup>7</sup>と評価し、A.L. モートンに至っては「成功したと思われる、オウエン主義路線の唯一のコミュニティ」<sup>8</sup>と述べているように、協同組合経営の実践とコミュニティ建設の実行可能性との双方を実現しつつあった労働者組織である<sup>9</sup>。このララヒン・コミュニティ代表の参加は、2,000人の構成員を有する大規模なコミュニティ建設を主張するオウエン(派)と対立して、小規模なコミュニティ建設から運動を展開しよう主張していたウィリアム・トンブソン(派)に有利に働いたからである<sup>10</sup>。ララヒン・コミュニティは小規模なコミュニティで、その構成員は成人男子35人、成人女性23人、少年・児童23人であった。「その小規模さが協同組合事業経営の条件やコミュニティ全体の民主主義的構造だけでなく、(労働紙幣も含めた)財務的な実行可能性に対しても有利に働いた」<sup>11</sup>、とすることができよう。かくして、第3

<sup>7</sup> Beatrice Potter, *The Co-operative Movement in Great Britain*, 1893, p.30.

<sup>8</sup> A.L. Morton, *The Life and Ideas of Robert Owen*, 1969, p.60.

<sup>9</sup> ララヒン・コミュニティについての詳細は、拙稿、前掲「ロッヂデールへの道」pp.61-72、および拙稿「エドワード・V. ニールのアソシエーション論：協同組合とコミュニティ」(明治大学『政経論叢』第65巻第12号、1996年12月)pp.82-90.を参照されたい。

<sup>10</sup> オウエン(派)とトンブソン(派)の対立・論争については、拙稿、前掲「ロッヂデールへの道」pp.54-57.を参照されたい。

<sup>11</sup> 拙稿、同上(明治大学『政経論叢』第65巻12号)p.87.

回コングレスはトンプソンが主張したように、小規模なコミュニティ建設から運動に取り組むことが承認されたのである。そしてこの承認は、労働者が消費者協同組合運動＝店舗経営によって「コミュニティ建設のための基金」を蓄積することを正当化することになるのである。すなわち、オウエン主義者たちは、ここに明確に、消費者協同組合運動を「労働の解放」の一環として位置づけることになったのである。その成果が「協同組合に関する諸規則」であった。

7項目から成る「協同組合に関する諸規則」は次のように要約できる。

1. オウエン主義協同組合は協同コミュニティの建設を「究極目的」とする。
2. そのために、協同組合の組合員は毎週1ペニー以上の醸出金を出資し、各協同組合はそれによって資本を蓄積する。
3. 資本の一層の蓄積のために、協同組合は「小売店舗」を経営する。但し、組合員への「信用売り」を禁止し、「現金取引」とする。
4. 店舗経営によって生じる利潤を組合員に分配してはならない。すなわち、生み出された利潤は協同組合から「不分割」でなければならない。
5. 協同組合は、可能な限り組合員に雇用の機会を与え、成人教育と児童教育とを促進し、これらをもって協同組合運動の当面の利益とする。

このように要約できる「協同組合に関する諸規則」は、1820年代初頭から始まり、さまざまな試みを展開したオウエン主義協同組合運動の集約を表現している、と言えよう。そして、この「協同組合の諸規則」に基づいて、オウエン主義者たちのイニシアティブによって試みられた地方でのいくつかの運動がやがてロッチデールの地に根を張り、その後イングランド北部を席卷するようになるのにはさほど長い時間を要しなかったのである。それでも、協同組合コングレスから1844年の先駆者組合の誕生を経て1852年の協同組合法＝「産業および節約組合法」の成立に至るまでのおよそ20年の間、協同組合運動はなお友愛組合法に依拠してその合法性を得なければならなかったのである。

## 「産業および節約組合法」と友愛組合法

自らのグループを「キリスト教社会主義」と呼んだ神学者・F.D. モーリス、法廷弁護士・J.M. ラドロー、牧師であり作家・C. キングズリィは、労働階級を貧しさから解放するために、ロンドンで労働者協同組合による彼らの運動＝「キリスト教社会主義運動」を開始した<sup>12</sup>。彼らは当初、労働者が選挙権を獲得し、そうすることで社会変革を成し遂げようとしたチャーティスト運動に反対していたが、1846年の「最後のチャーティスト運動」が終焉すると、1849年に聖書研究会を開催して「労働の解放」について議論した。この研究会にオウエン主義者の W. クーパーと L. ジョーンズが参加し、協同組合運動の重要性を彼らに教えた。1850年2月、彼らは、パリで生産協同組合を視察してきたラドローの主張を入れて、「仕立工生産協同組合」( *The Working Tailors Association* ) を組織し、6月には指導機関である「労働者生産協同組合促進協会」( *The Society for Promoting Working Men's Association* ) を設立して、その年の10月までに7つの労働者生産協同組合を組織した。そして同時に法廷弁護士・E.V. ニールや法廷弁護士であり作家・T. ヒューズ、それに J. ファーニバルなどのキリスト教社会主義者たちがこの促進協会に参加してきた。しかしながら、これらの協同組合は1854年までに失敗し、彼らのキリスト教社会主義運動も崩壊してしまった。

彼らは、自らの運動を展開していくなかで、協同組合運動はその発展のために、それが消費者協同組合であろうと生産者（労働者）協同組合であろうと、統一的な協同組合法が必要であることを身をもって感じとった。そこでラドロー、ニールそれにヒューズは、その当時国会議員であった経済学者・J.S. ミルの協力を得て、「法律的障害」を取り除くことに力を削いだ。

先に述べたように、1852年の「産業および節約組合法」の成立まで、多くの協同組合は友愛組合法に準拠して登録して合法性を得ていたが、そ

<sup>12</sup> 「キリスト教社会主義と協同組合」についての詳細は、拙稿「キリスト教社会主義運動と協同組合」( 全国農協中央会編『協同組合奨励研究報告』第12号、1986年 )、拙論『協同組合論の新地平』( 日本経済評論社、1987年 ) 第2章、および拙稿「キリスト教社会主義とアソシエーション」( 『アソシエーションの想像力』平凡社、1989年 ) を参照されたい。

れは、実際には、ほんの少しばかりの法律上の保護を受けるだけのことであった。ロッチデールの先駆者組合もマンチェスターにあった「疾病・埋葬組合」を手本にして登記を済ませている、とJ.G.ホリヨークは述べているが、具体的にはそれは、1834年の修正友愛組合法と1842年の友愛組合法に準拠したものであり、有名な先駆者組合の「1844年規約」もそれに合致する形式をとったのである。

1834年の修正友愛組合法は、「合法的な目的のために設立される組合は財産受託人の名義で登記でき、法律的認可を得る」ことができる、と規定し、商取引を行なう「労働者の組織」を「申請適格」とした。しかし、同時にそれは、協同組合が土地を購入したり、非組合員と取引することや政府証券以外に組合の資産を投資することを禁止していた。このことは、先駆者組合を例にとりて言えば、先駆者組合を「協同組合」ではなく、あくまで「友愛組合」のレベルに置くことを意味したのであり、したがって、「1844年規約」の第1条に掲げられ、先駆者たちの理想や理念を表現した6項目のうちの第1項＝「食料品・衣料品を販売する店舗の設置」以外のすべての項目、すなわち、組合員住宅の購入と建築、農用地の耕作、生産協同組合の設立、禁酒ホテルの建設、それに何よりも先駆者たちの「究極目的」であった「ホームコロニー」＝「協同コミュニティ」の建設は不可能になることを意味した。

1834年の修正友愛組合法に比べると、1846年に修正された友愛組合法は協同組合運動にとってかなり有利のものであった。「労働者の組織」として登記するのに、それまでは「四半期巡回法廷」に「規約」を提出して採決を受けることになっていたのに、1846年の友愛組合法では登記に関するすべての権限が登記官に一任されたし、また何よりも「節約投資条項」(*The Frugal Investment Clause*) が協同組合にきわめて有効な法的地位を保証することになったのである。そのことは、ラドローやニールが協同組合法の制定に向けてこの友愛組合法の拡大的適用を意図したことからも明らかであろう。

この条項は、「組合員が食料、衣料その他の必需品ないしはその営む商工業の道具、家具の購入、子弟縁者の教育の準備を容易にするために、蓄えを慎ましく投資する」ことを認めており、これによって協同組合は商取

引きの活動範囲を拡大すること、また教育に関する規約を明文化することができるようになった。しかしながら、この友愛組合法も協同組合運動にとって依然として大きな欠陥をもっていた。コールは次のように述べている。「商取引を行なう友愛組合は『節約投資』条項のなかだけで扱われており、友愛組合はこの条項の下に、自分たち自身の会員と取引する能力しか与えられなかった。『事業用の道具』の購入のために団結することは許されたにしても、会員以外に市場を求めざるをえなかった生産者協同組合運動の立場ははなはだ不安定なままであった」<sup>13</sup>。それ故、協同組合運動からすれば、そのより一層の発展を期するためにはこの条項を克服することが必要となった。

そこで、いくつかの協同組合は、友愛組合法でなく、1844年に制定された「株式会社法」(*The Joint-Stock Companies Act*)に準拠して登記するようになった。しかし、この株式会社法にも協同組合にとって重大な障害があった。すなわち、同法に従って組合員数を25名以下に制限した場合、全組合員がパートナー（共同出資者）となり、協同組合の信用を担保にする能力を有することになることから、不正行為が生まれやすくなるのである。不正行為の発生は、十中八九、協同組合の、とりわけ生産者（労働者）協同組合の倒壊を招くことになる。かくして、ラドロー、ニールそれにヒューズを中心とするキリスト教社会主義者たちの協同組合法の立法化への取り組みが開始されることになるのである。

## むすびに代えて

先に述べたように、ラドローやニールたちによる協同組合法制定の基本戦略は、1846年の友愛組合法を拡大して、生産者協同組合や消費者協同組合による生産活動にもこれを適用できるようにすることであった。1852年に制定された「産業および節約組合法」は、その意味では、彼らの意図をある程度実現していた。すなわち、同法は協同組合に次の権利を与えたのである。

---

<sup>13</sup>G.D.H.Cole, *ibid.*, p.118.

1. 協同組合の設立を登記することにより、消費者協同組合と生産者協同組合の双方を合法化する（法人格）。
2. 協同組合の名義で不動産を所有することができる。
3. 役員の名をもって、訴訟を起こす権利を有する。
4. 組合員の持分譲渡の制限を承認する。
5. 員外利用を承認する。

しかしながら、ラドローやニールたちの戦略的意図からしても、それ故にまた協同組合運動の一層の発展のためにも、この法律は修正を加えられるべきいくつかの欠点を残していた。第1に無限責任制、第2に連合活動の規定の欠如、第3に協同組合債によって協同組合が受け入れることのできる総額の制限、そして第4にある協同組合が他の協同組合に投資する総額を200ポンドに制限していること、である。

だが、これらの欠点も、先駆者組合型協同組合運動の発展に伴って改善されていく。第1、第2および第3の欠点は1862年の修正によって撤廃・追加され、第4のそれは1867年に修正されて撤廃された。特に第2の連合活動については「ある協同組合が他の協同組合の出資を保有することを合法」とすることとなり、翌年の卸売協同組合連合会（CWS）の誕生に繋がっていったのである。そしてCWSは間もなく強力な経済的機能を発揮し、イギリスにおける消費者協同組合運動の圧倒的な牽引車となり、やがてラドロー、ニールそれにヒューズたちが指導する生産者（労働者）協同組合運動と利潤配分と経営管理方式の路線をめぐって激しく対立することになるのである。